

広島県内で【フラット35】を取り扱っている金融機関は次のとおりです。

金融機関名	お問い合わせ先	金融機関名	お問い合わせ先
みずほ銀行	0120-324286(11#)	日本住宅ローン	03-5802-5050
りそな銀行	0120-24-3989	東京クレジットサービス	03-5226-3681
三井住友銀行	0120-325-023	アルヒ (IBSBIモーゲージ)	https://www.aruhi-corp.co.jp/ (広島店) 082-509-2201 (福山店) 084-973-1117
三井住友信託銀行	https://www.smbj.jp/personal/loan/house/special/flat35.html	旭化成ホームズフィナンシャル	0120-860-453
イオン銀行	http://www.aionbank.co.jp/housing_loan/flat/	全宅住宅ローン	082-545-2721
楽天銀行	0120-456-225	ファミリーライフサービス	0120-027-035
住信SBIネット銀行	0120-433-151又は 03-6737-9173	あいおいニッセイ同和損害保険	03-5789-7112
鳥取銀行	0857-37-0267	財形住宅金融	http://www.zaijukin.co.jp/
山陰合同銀行	0852-55-1000	優良住宅ローン	082-258-2778
中国銀行	086-241-3808	ジェイ・モーゲージバンク	0120-035-235
広島銀行	0120-293-801	オリックス・クレジット	0120-2662-35
山口銀行	http://www.yamaguchibank.co.jp/personal/convenience/loan/	トヨタファイナンス	052-527-7411
トマト銀行	086-800-1810	日本モーゲージサービス	0570-035-460
もみじ銀行	0120-808-077	シャープファイナンス	06-4964-6561
西京銀行	0834-34-9384	LIXILホームファイナンス	0120-175-553
広島信用金庫	0120-88-2760	ハウス・デポ・パートナーズ	03-3517-1100
呉信用金庫	0823-21-6441	クレディセゾン	0120-235-551
しまなみ信用金庫	0848-62-7114	一条住宅ローン	0120-516-171
広島市信用組合	082-248-1171	ミサワフィナンシャルサービス	03-6316-3662
広島県信用組合	082-242-5540	ヤマダファイナンスサービス	027-345-8023
中国労働金庫	0120-86-3760		
広島県信用農業協同組合連合会	082-248-9516		
スルガ銀行	0120-50-8689又は 0120-70-8655		
伊予銀行	0120-14-2414		
四国銀行	088-871-2423		
香川銀行	087-867-6888		
愛媛銀行	089-933-1117		

※【フラット35】の借入金利と融資手数料は取扱金融機関によって異なります。詳細は取扱金融機関またはフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】のお問い合わせ先	庄原市の補助金のお問い合わせ先
住宅金融支援機構中国支店 地域営業グループ 082-221-8654	庄原市 企画振興部 自治定住課 定住推進係 0824-73-1257

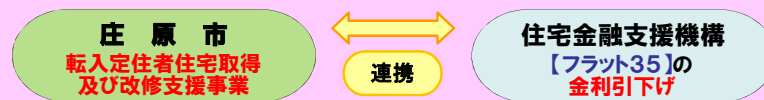
 住宅金融支援機構 Japan Housing Finance Agency 〈フラット35サイト〉 www.flat35.com	お客さまコールセンター 0120-0860-35 (通話無料) 営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。) ご利用いただけない場合(国際電話などは、次の番号へおかけください。) 048-615-0420 (通話料金がかります。)
--	---

(平成30年4月1日現在)

【フラット35】地域活性化型

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初5年間	【フラット35】の借入金利から年▲0.25%

【フラット35】地域活性化型とは、地域活性化のために庄原市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する庄原市による補助金交付とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅など質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、	当初5年間 年▲0.5% 6年目から10年目まで 年▲0.25%
【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、	当初5年間 年▲0.5%

例えば、借入額3,000万円なら、

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約110万円お得！**

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約77万円お得！**

併用しなくても、【フラット35】より総返済額が**約38万円お得！** (※)試算結果の数値は概算です。

【試算の前提条件】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.35%(平成30年4月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利)の場合

(注1) 【フラット35】地域活性化型および【フラット35】Sは平成31年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)

また、庄原市の補助金交付が終了した場合も受付を終了します。詳細は庄原市にお問い合わせください。


(注2) 【フラット35】地域活性化型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】地域活性化型の要件に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。中国支店地域営業グループ(Tel.082-221-8654)までお問い合わせください。

(注3) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。

ご利用いただくための要件

【フラット35】地域活性化型をご利用いただくためには、庄原市から、「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるには、庄原市の補助金(庄原市転入定住者住宅取得及び改修支援事業)の交付対象で、かつ、次の要件を満たす必要があります。 

庄原市外から転入すること

庄原市の補助金(庄原市転入定住者住宅取得及び改修支援事業)の概要

庄原市へ転入し、住まいを**新築・購入・改修**しようとする方に対して、その費用の一部を補助します。

■補助対象者(次の項目のすべてに該当する転入定住者)

1. 転入した日から3年以内に申請し、交付決定日から1年以内に事業を完了すること
2. 本市に永住し、自治振興区及び自治会活動に参加することを誓約すること
3. 事業完了報告書を提出する日において転入していること
4. 市税の滞納がないこと(市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)

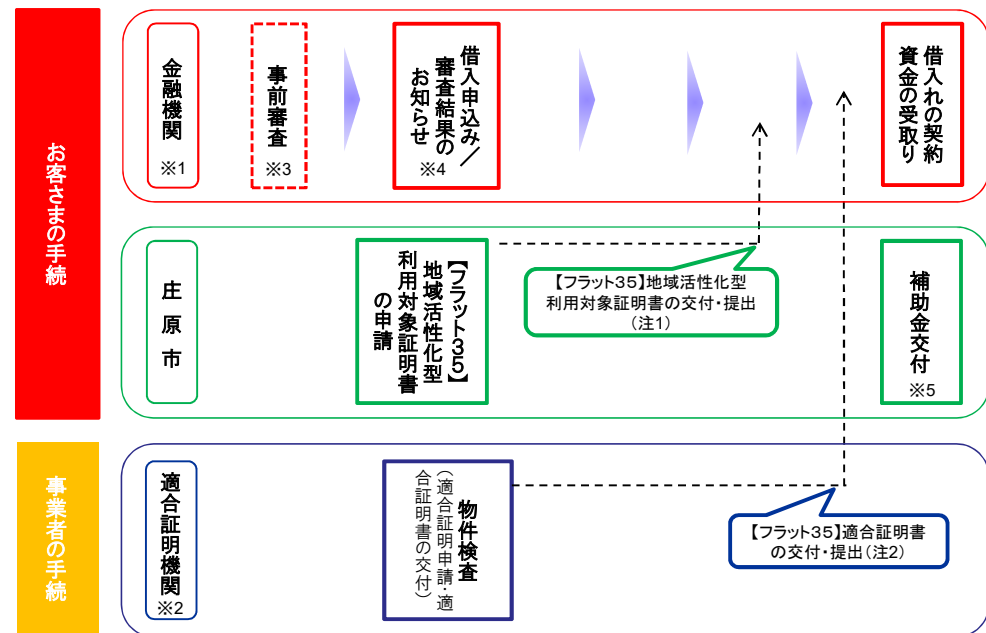


■補助金額

補助金額 ※新規購入と改修は併用可能	新築・新規購入	費用の10%(上限100万円)
	改修	費用の20%(上限50万円)
加算	子育て世帯	18歳未満1人…5万円
		18歳未満2人以上…10万円

※詳細は、庄原市ホームページ(http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/settlement/cat03/post_347.html)をご確認ください。

利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、庄原市および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時まで金融機関へ提出する必要があります。

(※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4) 借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(※5) 補助金交付は、庄原市の制度に基づき実施するものです。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年取等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。●【フラット35】地域活性化型および【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。